

## 『CSR（企業の社会的責任）と労働者・地域社会・自然環境

### ：「人権」の観点から：日本と外国での事例紹介と考え方の提起』

桑原昌宏 世界人権問題研究センター第6部嘱託

元新潟大学教授（労働法）・カナダ・アルバータ大学法学部非常勤（日本法）

はじめに：

消費者重視・取引先信用重視の日本企業と不正検査の発覚日本企業などについての最近のニュースから考える。アジア・中南米・アフリカ等から食品・雑貨・衣服など輸入が増加し、海外進出日系企業の製品も逆輸入される昨今、企業は儲けるだけではなく、生産とサービスに携わる労働者の保護と消費者の健康・安全、企業経営による社会・自然環境への影響を配慮し、そのための企業内規則の制定と実践が求められている。この「配慮」は法的な義務ではないが、社会的に要請される。企業不祥事の報道は絶えないが、そうした限られた企業に対して処罰をする前に、企業の自発的な社会な自覚とその貢献を促進するため、CSRが論じられている。国連人権理事会では、政府が「多国籍企業」に限り、多国籍企業には、その「社会的責任」を果たさせるため行政指導も出来る条約が国連で審議されていると推測される（2017年10月）。

## I. CSR という考え方とその起源の概説

1 「企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility : CSR）」の広い意味

- 1) このCSRとは、広く、自営業を含め、中小・大規模企業の収益・利潤追求活動が、社会から信頼を受けて、長く活動出来る為の理念。寄付・イベント・環境保護・働き易い会社作りなど「も」含まれる。
- 2) これには、労働法や関連する条例を含めた法令・規則の順守、企業の定める規則・労働協約・業界規約などの順守も含む「コンプライアンス」という考え方に通じる。
- 3) 違反する企業活動は、このCSR違反で、社会的に制裁を受ける余地がある。
- 4) このCSRは、法令に基づく法的義務ではなく、この責任を果たさなくとも法的制裁を受けることはないが、評判を落とし社会的制裁を受け、回復に多大の努力・出費が必要でその実践が得策
- 5) この社会的責任（CSR）の履行は企業の判断に委ねられるが企業の社会的評価を高める
- 6) その企業は収益活動に自然・社会・人々・環境に働きかける倫理的行動をしたと評価。
- 7) この責任は法的義務ではなく企業の自主的・任意的行動であるという考え方が、2017年10月の段階での通説である。この考え方は、近く、一部とはいえ、その違反への行政指導が可能になるよう変更されるであろう。これは、外国進出による多国籍企業の違法行為や汚職などに限定してされようが、各国政府が企業を行政指導出来るという条約案を、国連

の人権理事会で、審議する方向で、議論を続けている。その背景にあるのが、2011年に国連人権理事会の採択した「人権保護・尊重・救済」の指導原則である。

## 2. CSR に繋がる考え方の浸透と定着

考え方：利潤追求以外に企業が消費者などへの社会への影響を考慮して生産、販売活動。

イ) 日本：江戸時代：近江商人の「商売十訓」もある。CSR 概念の普及は、2003年頃

2017年現在：神戸製鋼不正・東芝内部監査限界にする報道等があるが、2011年以来、社会貢献・法令順守・企業内ルールの樹立と遵守が求められる企業例がある。この是正にCSRは有効か。この概念は、多様に使われていて、自社の営業活動自体と捉えたり、企業内の労働環境・顧客サービスの保護として捉える考えもあり、また、社会貢献への出費や活動と理解するむきもある。

具体例 1) 本業に結ぶ例：トヨタ自動車のハイブリッド車の開発；コマツ建設東北震災災害で重機無料貸出。

2) 本業を見据えた例：味の素はカーナ国で栄養改善プロジェクトにより、地域住民の育児保健に貢献

3) 本業と別の例：松下電器は障害者用運動施設の運用；栃木銀行日光杉1本一千万円42本登録。

ロ) 国際的合意形成：1960年代から1970年代の背景

米国などの先進諸国に本拠を持つ国際的企業が、本国にある自社工場で度々、国内労働法反（例：JP ステープンス衣料企業：米国映画「ノーマ・レイ」）。開発途上国の工場の労働者を組織する労働組合指導者導者の暗殺事件への関与疑惑（例：米国資本のコカ・コーラ社が、ガテマラで、利益追求に集中し、国内法や行政審査委員会などの法令違反指摘を無視、労働組合幹部暗殺疑惑）、世論、財界、マスコミ、株主総会、国内外の労働組合などの批判を浴び会社は労働者の労働権と人権を尊重する方針に転換。CSR の表現はないが、企業の社会的責任という考えが醸成されてきた。

経済協力開発機構（OECD）と国際労働機関（ILO）の対応：1976年と1977年

a. OECDは「多国籍企業の行動基準」の第1版を1976年に出して、加盟国へ呼びかけ。その内容は、先進国からの後進国への海外投資に際し、多国籍企業に自主的に遵守すべき基準。投資先国の政治・経済・法令の尊重、殊に福祉と生活水準、従業員、社会的パートナーとの関係、人権、自然環境、消費者利益に関する法の順守を要請。技術移転、地方政治への不介入、現地政府・地方住民との対立回避、汚職禁止、等。その後、1984年、2000年、2011年改定。

b. ILO は1977年公労使合意「多国籍企業及び社会政策に関する三者宣言」第1版出版。一般原則・雇用・職業訓練・賃金・企業内福祉・労働条件・最低雇用年齢・安全衛生・結社の自由・団結権・団体交渉・労使協議・苦情処理・労使紛争解決について定めた。

## II. 企業にとって人権擁護を含む CSR：企業の自主的判断と違反への制裁

### 1 日本企業にとっての CSR

- 1) CSR という考え方の起源：公害・災害例へ社会的非難と企業の政策転換・「企業と人権」利益追求・会社業績至上主義・地域社会・消費者無視への警告：社会的存在としての自覚  
四大公害・他：イタイタイ病（1955年より） ・水俣病（1958年より） ・四日市喘息（1960年代） ・泉南石綿(1987年)  
薬害：サリドマイド(1958年) ・スモン（1971年） ・子宮頸癌ワクチン（2000年）  
食品公害：森永粉ミルク(1955年) ・カネミ油症（1968年）  
交通災害：飛騨川バス転落（1968年） ・日光御巢鷹山航空機事故（1987年）  
・三菱トラック脱輪事故（2002年） ・J R福知山線脱線事故（2005年）  
原発施設事故：東電福島第一原発事故（2011年） ・日本魚介輸入禁止（2011年）  
労災事故：電通女子新入社員過労死自殺（2015年） ・新潟市民病院研究医過労自殺（2017年）他、石綿公害：大手機械クボタ神埼工場付近住民アスベスト被害・ ニチアス王子工場石綿工場労働者  
企業の社会的信用阻害：新パナソニックの海外出張員の社内規則違反の過剰接待で90人超処分（2016年）11月） ・中国など海外出張時に、テレビ部品メーカーから食事などの接待を受けた社員90人以上を就業規則違反で処分。
- 2) 企業の規模と CSR の内容：労働者と消費者の安全と健康に配慮  
国内の零細・中小企業・大企業で異ならない。例) 西陣の家内機織零細企業兼業主婦。  
大企業に特に求められる理由：社会的影響力の大きさと国際的信用。
- 3) 社外人権講座参加：41%と43%、 社内研修会開催：46%と56%、 相談窓口設置：36%と39%、 社内報による情報提供：36%と38%、 社内規定の整備:30%と35%、 企業での人権取組実施率：44.5%、 社内人権研修会開催年に2回：:24%、 人権担当部署なし：16.7%、 組織横断的委員会設置：7.0%。
- 4) CSR 実施項目：個人情報保護：59%、ハラスメント55%、環境53%、法令順守：53%、労働時間：49%。CSR 取り組みによる効果： 仕事のやる気向上：50%、優秀人材の確保と定着：27.1%、取引先からの公表：9.9% 会社の知名度向上：6.0%

コメント：この調査は、企業内の規律、法令順守、企業外・社会への貢献が調査対象に含まれていない。今後の調査では、CSR活動の持つ法令順守、社会貢献、企業として「人権デュー・デリジェンス：人権に関する内部監査」をしていくのが重要。

「デュー・デリジェンス」とは：企業は社員のみならず地域社会や環境に対しても、その人権を侵害するリスクを持つので、そうしない為に妥当で相当な注意を払う義務のこと

### 4) 国内の経営者・従業員・人々・環境保全のための CSR

通常業務で会社規則・法令順守をすることに加えて、社会/・自然環境に貢献すること。

職場セクハラ・パワハラ等をしないこと・企業として社会保険拠出を怠らないことも含む

## 5) CSR と企業への社会的評価と法令違反：労働基準監督署等の行政指導を含む法令遵守

法令違反への行政的・法的制裁とは別に、CSR 違反で企業への社会的評価の低下に繋がる内容は多岐で、企業の社会参加から企業内の人権擁護を含む社会規則・規律の遵守する事。

## 6) 海外進出の日系企業が考えるべき内容

例：ユニクロの衣料品製造の**バングラデッシュ工場ビル倒壊事件**：2013年 三菱化成子会社レアアース社**マレーシア工場水酸化トリウム廃棄物8万本を山中投棄事件**：1984年

## 2. 外国企業にとっての CSR：その起源と現在

### 1) 先進国（北米・欧州・豪州などの諸国：日本を除く）からの進出企業の例

#### A. 米国

国内（例）JP スーブンス衣料工場事件：1976年社会問題化-1980年協約締結で鎮静化

海外（例）ナイキ・シューズ社事件**ベトナム工場**で177倍の有害物資に被爆と週65時間過重労働と週10ドル低給与：1997年

#### B. 英国と欧州

国内（例）上場企業8割以上参加の「地域社会における企業の活動」として、教育機関への助成をする。例として職員採用費用負担。

海外（例）**ナイジェリア進出企業によるシェル石油開発環境破壊事件**：2008年

### 2) 中進国（中・印・東南アジア諸国・墨・ロシア）の国内と国外

A. **メキシコ**：(国内事例) **女子労働者妊娠検査**：1997年北米自由貿易協定違反事件

B. **台湾**：(国内事例) マクドナルド・ハンバーグ店が現地労働者へ**最低賃金制度違反**の賃金支払い継続、数年に渉り労働争議発生。2010年頃。投資協定なし。

C. **中国**：(国外事例) ミャンマーの中国投資ミッソン・ダム建設は**環境破壊懸念の住民運動**で中止：2011年。

### 3) 後進国（アジア、南米、開発途上国）の国内

A. **ウズベキスタン**：(国内事例) **綿花採集児童労働**：2017年1月

B. **ケニア**：(国内事例) 中国投資の鉱物採掘所が現地労働者に危険有害業務を従事させていたことの内部通報で、女性労働大臣が現地調査、同行のマスコミが現状を放映。国の海外投資委員会は、**稀にみる投資許可の取り消しを決定**：2010年頃

C. **パプア・ニューギニア**：(国内事例) 中国投資の鉱物採掘場で働く技師などの**偽造ビザ**で入国した**中国人労働者**が現地でタクシィ、食堂などで働き、現地労働者の雇用機会を奪っていると現地人と労働組合が問題にして紛争発生：2010年頃。

D. **バングラデッシュ**：2013年4月24日、8階建ての商業施設に他の階には銀行もあつた「**ラナプラザ**」ビル入居の**衣料縫製工場**は、そのビル倒壊で1,129人（1,134人説もある）の縫製労働者死亡事故が発生。「国際産業別労働組合」・市民団体と

200の国際ブランド・アパレル企業・卸売り業者・製品輸入業者は、5年期限の「火災防止・建物安全協定」を、2013年5月13日に締結。日本のユニクロも参加。同国首相は2014年10月18日この事故に商品買手にも責任ありと談話発表。

E. バングラデッシュを含め輸出特区を持つ国には特別労働法を制定する国がある。

### III. 政府にとっての CSR

#### 1. 日本政府の助言

##### a. 経済産業省の調査公表：企業展開の内容としての CSR ・

経済産業省の「国際的な企業活動にける CSR に関する調査研究報告書」（2014年）

「CSR 課題は慈善事業として捉えるのではなく、取り組みを進めることがビジネスを成立させる上でも不可欠で・・・他社との連携なども活用して、自社のビジネスにとって重要な課題を特定し、リスクマネジメントの観点から優先順位を認識して取り組むことが重要。・・・海外では・・・先住民や地域社会との関係や水ストレスの高い地域など・・・課題への対応がビジネスの前提条件となっている。・・・業種特有の課題を踏まえて、自社独自の重要性分析を実行し、適切かつ現実的な対応を検討することが重要・・・新興国における労働問題・・・グループ会社での取り組みやその範囲を越えたバリューチェーンでの取組を視野に入れて自社が重点的に取り組むべき方策を検討することが重要。・・・中小企業においては・・・業界と協力して取り組むこと有益。電気・電子業界・・・アパレル業界など企業間に多くの連携が存在する。」（110頁）。

コメント：この報告書は日本企業の海外進出支援のため、労働・人権保護の観点弱い

##### b. 自由貿易協定・経済連携協定・投資協定の政策と CSR 規定

日本が締結した15の経済連携協定のうち、CSRについては、TPP のみに定めがある。「締約国は、企業に対し、労働問題に関する企業の社会的責任についての自発的な活動であって、自国が承認し、または支持したものを任意に採用することを奨励するよう努める」（第19条の7）。

#### 2. 欧州の政府

a. 1985年から1995年：「政府の規制する資本主義」下で欧州企業に CSR が普及。

b. 2010年11月25日、欧州議会は CSR 条項の自由貿易協定挿入を提言。その5ヶ月前に、欧州議会は国連の国際人権規約類似の「欧州人権条約」を発効。この条約は、1976年発効の国際人権規約の内容が強い影響を与え、労働組合への参加と活動の権利、差別と奴隷・強制労働の禁止の規定、労働組合や人権団体が条約違反を訴える権利を保障。企業が経済のグローバル化と国際貿易の主たるプレイヤーであると認識から。

c. 2014年、「欧州 CSR 戦略2011-2014」に対する意見集約。2015年開催の国際会議で、「CSR は、企業の DNA」という考えも出され、他方、企業側は負担であると反対。企業が、法令順守・社会・環境・倫理・人権・消費者を保護することには、賛成で合

意成立。企業活動の社会に与える負の影響を最低限度に抑制するための法的規制も範疇に入れた規制措置を含む CSR 観へと変化。「その企業の危機管理、コスト削減、資本導入、消費者関係、人材育成、そして、新技術能力の開発という点で、企業に利益をもたらす」との見解。この背景には、2011年決議採択の国連人権理事会による「企業と人権」に関する見解と2011年の OECD による「多国籍企業ガイドライン」の改定があり、民間団体ながら国際的に権威のある ISO26,000の発表がある。

### 3. G7エルマウ・サミット首脳宣言（2015年6月）

「安全でなく劣悪な労働条件は重大な社会的・経済的損失につながり、環境上の損害に関連する。グローバリゼーションの過程における我々の重要な役割に鑑み、G7諸国には、世界的なサプライ・チェーンにおいて労働者の権利、一定水準の労働条件及び環境保護を促進する重要な役割がある。」（註：サプライ・チェーンは製造業において原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えた名称）

### 4. G20労働・雇用大臣会ハノーバー会議（2017年）

2017年5月ドイツのハノーバーで開かれた会合の議事録には、先進諸国の多国籍企業が、開発途上国のサプライ・チェーン工場に、低賃金・過度の長労働時間・不安全非衛生職場・労働法不遵守もあることを指摘している。このほか、女子管理職の増加・若年者雇用促進・ライフスタイルに対応した柔軟な雇用形態・看護福祉、労働者の労働貢献改善などに言及。

なお、この大臣会議は2009年 G20会合で始められ2016年北京開催で第7回を数えるがCSRなど企業の社会的責任についての表現は公開されている議事録になく、CSRの重要性や普及について、各国政府レベルでの普及は、未だしの現状か

## IV. 国際機関の提唱する CSR

### 1. 国連事務総長

1997年：アンナン国連事務総長はハーバード大学ジョン・ラギー教授を戦術的企画担当補に任命する。1999年1月ダボス世界経済会議で開発途上国での多国籍企業等に人権、労働基準、環境保護を要請。

2000年：国連事務総長「グローバル・コンパクト」10原則を提唱。内容は以下のとおり。  
人権の尊重・人権侵害に不加担・結社の自由・団体交渉の容認・強制労働の撤廃・児童労働の効果的撤廃・雇用と職業上の差別禁止・環境保護の支援・環境保全技術の促進・汚職の禁止。これに多数の世界企業の最高経営者が賛同し、日本など世界で普及始まる。

### 2. 国連人権理事会（UNHRC）

2005年：ジョン・ラギーが「企業と人権」国連事務総長特別代表に任命された。

2008年：「企業活動と人権の基本的考え方」を公表し審議継続。

2011年7月：「ビジネスと人権に関する指導原則」を審議にかける。ことに多国籍企業のサプライ・チェーン（供給連鎖）の生産拠点で働く途上国労働者の人権保護に言及。

2014年7月：「ビジネスと人権に関する指導原則」を全会一致で採択。国際人権：

- 1) 各国政府は国連人権保護政策をとる、2) 企業は企業内外で人権を尊重する義務を履行する、3) 人権侵害があれば、それへの救済制度を政府も各企業も整備し、その活用を保障する。この原則はその後のILO、OECDなどに影響。
- 2) 2017年段階では、先進諸国と開発途上国の間の合意に基づき、CSRを「多国籍企業に限定して」、関係政府の行政指導の対象とする条約とする案を含め、審議中。

### 3. 国際労働機関（ILO）

CSRの定義を、「法令順守・雇用創出・職業訓練と社会的慈善行為」としている。

1998年ILO総会議決の「中核的労働基準」（「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」）の内容は、次の6項目に限定。強制労働と児童労働の禁止、雇用と職業差別の禁止、結社の自由と団体交渉権の保障。その理由の一つは、国際会議で人権につき、欧米諸国の主張と「文化相対主義」を唱える印度など開発途上国の議論が対立したこともある。

### 4. 経済開発協力機構（OECD）

「多国籍企業行動指針」を出しているが、その目的は、企業行動の基準である。

内容としては、人権、雇用、労使関係、環境、情報開示、消費者保護、企業間競争、科学技術、納税、汚職禁止などについて定める。これは国際法・国内法上の法的拘束力はなく、企業の実的行動に委ねる行動規範である。この指針の遵守に署名している国は、OECD加盟国のほか、東ヨーロッパのルーマニア、ウクライナ、南米のアルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、ペルー、中近東のエジプト、ヨルダン、中央アジアのカザフスタン、バルト三国のリトアニア、アフリカのモロッコ、チュジニア。

1976年に出され後、1979年、1991年、2000年、2011年、に改定を加えた。2011年の改定で、「CSR」という明確な表現は見出されないが、企業内外で企業が人権侵害を犯す危険があることを踏まえて、その危険を特定したり、危険があればそれを防止しすることのための内部的な手続きなどを定めておくことを求めている。「デュー・デリジェンス」とか、「企業統治の慣行の確立」という表現を用いる。加盟国の各事務所は、労働問題も扱う。

#### OECD 日本連絡窓口取扱：2017年6月23日スズキ・モーター・タイランド社労使紛争事件

2016年5月10日申し立て。2013年12月労働組合は使用者と賃上げなどに関し合意に達せず、ヨーラン県労働基準局に仲介で一旦合意成立。翌月、会社は組合幹部など10名を解雇。2015年3月中央労働委員会は現職復帰を命じたが、会社は、同年7月、最高裁へ提訴。申請者労働組合は、2016年5月31日、日本OECD日本連絡窓口「初期評価」を申請。窓口には、裁定の権限はないが、以下の評価報告を書いている。労働組合の主張する「相

互信関係構築の失敗」には、十分な根拠が示されていないので、検討に値しない。「窓口による協議の場の設定は（当事者間に）同意はないことに鑑み、（本件についての）一連の対応を終結する。・・・スズキ株式会社及びスズキ・モーターズ・タイランド社に対して、多国籍企業行動指針を尊重しつつ、活動を行うことを求める」（「OECD 多国籍企業行動指針に関するスズキ株式会社及びスズキ・モーター・タイランド社に対する問題提起にかかる最終声明」

## V 国際民間組織

### 国際標準化機構：ISO26000（組織の社会的責任）

ISO の原語は、International Organization of Standardization。この団体は民間団体とはいえ、国連、ILO、WTO など国際機関との間で協定を結び、それらの機関ともに、組織や行動に関する基準を作っている専門的な団体である。その機能の内に、人権、労働・環境などの保護基準を作成し公開。それらが国際機関や各国で採用。その一つが、「ISO26000」（2010年発表）で、それは、人権、労働慣行、環境、消費者、事業慣行、コミュニティ、組織の7項目にわたる分野で基準を定めている。その課題は、(1) 人権、(2) 労働慣行(これには、雇用、労働条件、労使対話、人材育成の5項目)、(3) 環境、(4) 公正な事業慣行、(5) 消費者課題、(6) コミュニティへの参画と発展。内容は、(1)人権を尊重すること、(2) 法の支配を尊重すること、(3) 倫理的な行動をすること、(4) 国際行動規範を尊重すること、(5) 説明責任を果たすこと、(6) 透明性を維持すること。その適用対象は、顧客、従業員、環境である。労働組合の団結権、団体交渉権は含まれず、「労使対話」が入っている。

日本も2014年3月21日に発行された JIS 基準の原典である。国際基準は、国際通信の発達、工業製品の輸出入、などで必要とされるようになったが、今日では、多くの機械製品のみならず、繊維製品、化粧品、食品等にも、基準こそ違え普及。この基準は、企業、殊に先進諸国の多国籍企業が開発途上国で操業活動する際、その企業活動の社会的妥当性を測る基準。

ISO26000の法的性質は、条約に基づく義務を設定したのではなく、各国がそれを順守することを合意しているもの（「ソフト・ロー」）。その違反があっても、各国の国内裁判所・行政審判所・国際司法裁判所などの司法・行政救済制度でその実効確保をすることは出来ない。

## VI. 株主運動

### 社会的責任投資：SRI（Social Responsible Investment）

企業への投資に際して、人々が、その投資先を選択することにより人権擁護が行われる。

英国での2000年代のエイリス社調査によると、投資対象の企業の調査項目は「社会問題」という項目があり、それに「地域社会への貢献」、「サプライ・チェーンにおける社会問題の配慮」、「職場に機会均等の状況」、「人権擁護の取り組み」、「職場の安全・衛生状況」、「労働組合・従業員による経営参加の程度」、「社内の研修・能力の開発状況」、「アルコール類の取り扱い」、「ポルノ、ビジネスへの事業の係わり」、「ギャンブル事業への係わり」、「武器の製

造・販売に関する事業の関与」などが、調査項目とにある。

社会的責任を十分果たしていない企業に対する一種の制裁として、先に投資していたファンド資金の引き上げが、投資受け入れ団体から行われた例。ノールウェイ政府年金団体は、ウォルマートへの投資を引き上げ、また、オランダ公務員年金基金は、ペトロ・チャイナから投資を引き上げたという。

## VII. 問題提起

1. 自社の営業活動が、社会に貢献することだけを捉えて、CSR 活動と捉えてよいのか？
2. 自社活動とは別に行う福祉事業など直接的な収益活動のない活動のみが CSR 活動か？
3. 自社の調査・研究活動は、直接社会貢献に繋がらないことが多いが、CSR 活動と無縁か？
4. 外国進出企業の、他国の労働者・環境保護は、日本の職場で働く企業の CSR の対象か？
5. テレワーク・個人営業・相乗通勤・子守請負・出前講義・IT 労働・自家営業等は CSR ？
6. 企業の社会保険料納付業務も、法的な義務だが CSR の考え方とどのように関わるのか？
7. 間接的・直接的に軍事利用可能な物品製造・役務提供の事業と CSR の考え方との関係？

## VIII. 要約と結論

- 1) この CSR とは、広く、自営業を含め、中小・大規模企業の収益・利潤追求活動が社会から信頼を受けて持続する理念。寄付・イベント・環境保護・働き易い会社作り等を含む。
- 2) CSR の考え方は自社収益・社会的評価の増大に結びつく。その導入によって自社の社会的影響力が増し、それが企業利益に繋がり、自社への社会的評価が上がり、会社の社会的評価があがり、優秀な人材が集まりやすい。また、CSR を個々の企業経営にメリットなるといふ内向き思考に加えて、社会が経営に対し、CSR の発想を組み込むことを求めていると考へ、そうした企業ならば、諸外国に対抗できる企業競争力をもちうるとおもわれる。
- 3) これには、労働法や関連する条例を含めた法令・規則の順守、企業の定める規則・労働協約・業界規約などの順守も含む「コンプライアンス」という考え方に通じる。
- 4) CSR につき、社内で取上げ、共通認識にし、経営トップとその認識を共有する機会を多く持つ方法に、社内外の講習会・討論会参加以外の方法を模索すること自体が重要。
- 5) 雇用されている労働者・従業員を人間として取り扱う労働条件の確保も CSR の内容。
- 6) 労働基準監督署行政指導・裁判所判決・決定遵守とそれに至らない段階の企業の行動。
- 7) この CSR は、法令に基づく法的義務ではなく、この責任を果たさなくとも法的制裁を受けることはないが、評判を落とし、社会的制裁を受け、回復に多大の努力・出費が必要で、その実践が得策。
- 8) CSR に関する外国の動静として、国連の人権理事会の今後の動向が注目点の一つは、CSR を多国籍企業に限定して、政府の行政指導の対象とする条約案が、国連から加盟国に提起される可能性がある点に注目できる。